

## 第5回 100条調査特別委員会

日 時	令和4年12月12日(月)				午後3時01分 開会
					午後4時16分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバ ー	議長 石 川 修				
	副議長 佐々木 一弥				
弁 護 士	井 花 正 伸				
事務局職員	議 会 事 務 局 長      九 島   隆 議 会 事 務 局 次 長   熊 野 正 章 議 会 事 務 局 参 事   高 橋 藤 憲 議 会 事 務 局 次 長 補 佐   貫 井 美 鈴 議 会 事 務 局 次 長 補 佐   宮 澤 泰 徳				

開会 午後3時01分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第5回100条調査特別委員会を開会いたします。  
欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。木村委員から欠席の届出が出ております。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。

鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。  
なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室を認められております。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。  
100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、森川正富氏から上申書が提出されておりますので、これを読み上げます。  
上申書。

令和4年12月12日。鯖江市議会100条調査特別委員会委員長、丹尾廣樹殿。

森川正富。

令和4年12月6日に当委員会において行われた私に対する尋問において、私が神鋼環境ソリューション東京支社長、三田氏と述べた点は誤りであり、正しくは神鋼環境ソリューション東京支社長、三野氏であるため訂正いたします。以上。

以上のおり、森川正富氏が前回の100条調査特別委員会において、三田氏と証言がありましたが、三野氏の間違いであったため、訂正するとの内容であります。

これにつきまして、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、森川正富氏から提出された上申書について採決をいたします。

これを受理することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、森川正富氏から提出された上申書については、これを受理することに決しました。

次に、協議事項2、堀田哲三氏から、不出頭申出書が提出されておりますので、これを読み上げます。

不出頭申出書。

令和4年12月12日。鯖江市議会議長、石川修殿。

住所、\_\_\_\_\_。アサヒテクノフォート株式会社代表取締役、堀田哲三。

令和4年12月15日開催の100条調査特別委員会への出頭請求がありましたが、次の理由により出頭できないことを申し出ます。

理由。令和4年12月15日は、埼玉県深谷市から愛知県名古屋市に移動し、同市のUACJ名古屋製造所様と商談する公務が既に決まっております。私の代わりに代理の者を立てることや、期日を変更することは、商談の成否に関わるだけでなく、会社としての信用を失墜させることと予想され、会社として膨大な損害を被る可能性がありますので、当日の出頭は御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

以上のおり、堀田哲三氏からの不出頭申出については、変更できない公務であり、一般的に不出頭の際の正当な理由であるとされていることから、受理すべきと考えられますが、これにつきまして質疑はありませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今回12月15日に申出を申し出たところ、15日に申出られない理由については、先例から見ても正当性があるということでしたけれども、確認なんですけれども、これは当該の方が申出されないということではなくて、請求のあったこの日には申出されないけれども、今後また申出されていくという意思も示された上で、こういう申出書が出ているのかどうかについてだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） これは本人の意向、かなり厳しい言葉もいただいておりますけれども、申出を完全に拒否するというようなことではなく、環境に配慮してほしいというような要望がございました。そういったことの内容を吟味いたしまして、申出の再申請を申ししていきたいなど、このように感じております。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、堀田哲三氏から提出された不出頭申出書について採決いたします。

不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、堀田哲三氏から提出された不出頭申出書については、不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに決しました。

堀田哲三氏の証人としての出頭でございますけれども、改めて15日の100条委員会でまた出頭の内容について審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項3でございますけれども、提出された記録についてでございます。

今回の新たな提出記録といたしましては、玉邑市議と福原市議と組合職員が訪問した際に録音された音声データを基に反訳された原稿となります。御確認いただきますようお願いいたします。

これにつきまして質疑はありませんか。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 記録請求したときに、たしかこの記録は、池田町の丸石議員に録音データを請求して、それを当委員会において反訳したものであるというふうに承知しておりますけれども、この録音が行われた日時と場所については、提出時の中に何かあったわけで、いつ、どこで取られたものなのか。

○委員長(丹尾廣樹君) 分かりますかね。

九島事務局長。

○議会事務局長(九島 隆君) 今、帰山委員からの御質問ですけれども、音声データについては、受け取ったということで、日時等の確認は取っておりません。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 今の録音の内容については、この文書で確認させていただきますが、その録音がいつどこで行われたかについては事前に確認していただいて、またお知らせいただきたいと思っております。お願いしておきます。

○委員長(丹尾廣樹君) 後で確認したいと思っております。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにないようですので、次に、協議事項4、次回以降の委員会で証人喚問についてでございます。

これにつきましては、前回の100条調査特別委員会におきまして、保留としておりました神鋼環境ソリューション東京支社長、三野氏の証人喚問につきまして協議してまいりたいと思っております。

改めまして、三野氏を証人喚問することにつきまして、まず各委員の御意見を伺いたいと思っております。委員の御意見はありませんか。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 森川さんのその証言の内容の伝聞のところ、やはり非常に大事

などところの証言が得られる方だと思しますので、ぜひとも証人喚問をお願いしたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御意見がないようであります。  
今、御意見を皆さんからお取りしましたけれども、林下委員の森川氏の証言から、ぜひとも証人喚問をしたい方の一人ということでの意見がありました。  
奥村委員。

○10番（奥村義則君） 三野さんに関してはいいと思うんですけど、ほかの人も森川証言の中でいろいろ出ていますので、例えばフクシンの社長とか、そういうようなところも、やっぱりお願いせんとあかんのかなというふうに思いますが。

○委員長（丹尾廣樹君） 今ほどのこの方について、取りあえずどのような形にするかということで、意見を集約したいなと思っております。

この方について、証人喚問は不要であるという御意見はございますか。

一応名前が挙がった以上、採決という手法を取りたいんで、反対の意見がないようでしたら、呼ぶというような形になろうかと思っておりますけれども、そこらのところ、皆さんに御判断をしていただきたいと思っております。

それでは、採決いたします。

神鋼環境ソリューション東京支社長、三野氏の証人喚問については、出頭を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって神鋼環境ソリューション東京支社長、三野氏の証人喚問については、出頭を求めることに決しました。

次に、証言を求める事項についてでございますけれども、今ほど決議いただきました証人に対する尋問事項についての協議になります。

証人に出頭を求める際には、尋問当日にどのようなことに関する証言を求めるとか、あらかじめ通知しておくことが必要になります。

証言を求める事項についての意見はございますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 前回の証人喚問の中で森川氏の証言に基づいて今回お呼びするわけですので、主に公正取引委員会・近畿中国地方事務所への告発について、もしくはその内容について、森川氏が伝聞されたとされている中の一定の内容については、当該の三野様に聞いたということも話されていますので、その森川氏にお伺いした質問事項の大項目と同じ、公正取引委員会・近畿四国中国地方事務所への告発についてと告発文の内容についてという大きなこの2つではどうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今ほどは、公正取引委員会への告発の内容についてというのと、

森川証人からの証言の中での三野氏からの伝聞についてと、この2点が証言を求める事項というようなことが今出たと思います。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにないようですので終結いたします。

採決いたします。

ただいまの協議の結果、証人に出頭を求める際の証言を求める事項につきましては、公正取引委員会への告発文について、それから、もう一点あるとしたら、森川証人からの三野氏への伝聞についてということについてとすることに賛成の方の……。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 1点目については、委員長が今おっしゃったとおりなんです、私が先ほど申し上げたのは、その告発文の告発についてとその告発文の内容についてということで大きなくくりで言うのであれば、森川氏が必ずしも証言した内容以外にも神鋼ソリューション東京支社長というお立場で知り得ることがあるんでしたら、全般にお伺いするほうがより調査が深まると思いますので、告発文等の内容についてということで、大きくくくっていただくのが2項目めではないかと思っておりますということで、意見を出させていただきました。

○委員長(丹尾廣樹君) ちょっと言い換えます。

公取委への告発についてと、告発文の内容についてとすることで、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって証言を求める事項については、公取委への告発についてと、公取委への告発文の内容についてといたします。

次に、この証人喚問の時間と場所についてですが、場所につきましては全員協議会室として、日時につきましては何か御意見がございますか。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 日にちは分かりませんが、やはり井花弁護士の予定と、あと相手方の予定とといいますか、意向も多少酌まないと事が進まないというか、二度手間になってしまいますので、その辺を確認してから決めたらいかがかなと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにありませんか。

奥村委員。

○10番(奥村義則君) 20日の日が午後からちょっと空いたんですね。ですから、一応この日に設定していただいて、議長のほうから出してもらったらどうかなというふうに思いますけど。

○委員長(丹尾廣樹君) ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、まとめたいと思いますけれども、出頭を求める日時および場所については、井花弁護士の日程の都合と、それから相手側の意向ということを確認した上で聞いたかどうかということと、できますれば、20日の日が予定として空いているので、ここの部分に当てはめていただいたらというようなことで、あくまでも相手に取りあえず当たって決めていくというような格好を取りたいと思います。

それでは、このようなやり方でやりたいと思いますので、ここでちょっと採決したいと思います。

会場はこれまで同様に全員協議会室でございますので、またよろしく申し上げます。

井花弁護士の予定と相手側の意向で、また、できたら20日に入れてもらえたらということで、こういうような内容で、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

（挙 手 全 員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって出頭を求める日時および場所につきましては、こちらのほうから一応相手の予定とかを見ながら、会場はこれまで同様、全員協議会室とすることに決しました。

それでは次に、協議事項5、次回委員会での玉邑議員と清水良三氏兩名の証人に対する質問事項についてでございますが……

○10番（奥村義則君） 私、先ほど4の今後出頭を求める証人について、一応今、東京支社長に関しては、皆さんの賛成をもって決まりましたけど、それ以後の、やっぱりある程度人選だけしておくべきでないかなというふうに思うんですけども、どうなんですかね。

○委員長（丹尾廣樹君） この部分は今決められた方について、今ちょっと協議事項をやって、その後、皆さんから御意見をいただきますので、そこで改めてその話に移りたいなど、こんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは次に、協議事項5、次回委員会での玉邑議員と清水良三氏……

○10番（奥村義則君） 次回でないんでしょう、15日ではないんでしょう。

○委員長（丹尾廣樹君） 協議事項5で、次回委員会での証人に対する質問事項を先にやって、その後、ほかの出頭者の御意見も伺っていこうかなと思っています。

○10番（奥村義則君） 委員長、今委員長のほうから玉邑議員と清水会長の話が出たんですね、次回。ですから、15日に関しては、今現在決まっているのは玉邑議員だけなんですよね。

○委員長（丹尾廣樹君） ごめんなさい。それでは次に、協議事項5、次回委員会での玉邑議員と、また、20日の清水良三両氏の証人に対する質問事項についてでございますけれども、これからちょっとやりたいと思います。

資料といたしまして、前回の証人喚問時に使用したものを基に再度確認いただきたいと思えます。

質問事項についてでございますけれども、資料といたしましては、前回の証人喚問時に使用したものを基に再度確認いただきたいと思えます。お持ちですか。なら、ちよっ

と、これを基に委員各位の御意見を伺いたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今回、ファイルにもありますし、この間頂いた資料の8ページ以降に、次回証人の玉邑哲雄議員への質問内容について15項目ということで、これまでみんなから上がってきたものを取りまとめた形で出ておりますけれども、私自身は、この内容に沿って共通項として、委員長のほうから証人に尋問していただければいいのではないかと考えております。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかの委員さん、何か御意見ございますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 皆さんのもとには私が今日提出した部分がコピーされたものが行っているのかなというふうに思いますけども、前回頂いた資料は、いわゆる池田町議員への働きかけの項目だけなんです、大きい題としては。やっぱり前回の森川氏の発言の中から公取に出された内容、それに沿っての尋問もありまして、その辺に関係した部分がやっぱり必要かなというふうに思います。

そういうような部分を結構私はつくったんですけども、こういうような部分も必要かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに何か御意見ございますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今の奥村議員からの御意見でありますけれども、森川証人の証言を基に、少しずつまた変えられるところはということではもう大変納得できる場所であるんですけども、前回の証人喚問の中で森川証人自体は、今、問題とされている、例えば去年の1月頃に議員の呼びかけで面談したとかということに関しても、そのことについては、同席しておらずに伝聞であったということで、御本人の証言からは何もつかめていないというわけでありまして、例えばここに同席されたりとかした方の内容を聞いた後に、またそれを事実関係を強化した上で聞いていくというのはいいんですが、現時点で、森川さんの作られた文書の中に書いてあるからということで、あまり質問を深めていくのについては、まだ事実関係の解明が進んでおりませんので、どうかなという意見は少し持っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） この件に関しては、井花弁護士さんのほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、どうなんでしょうか。

○弁護士（井花正伸君） 具体的にはどこの部分の御質問でしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 番号、番号言って。

○10番（奥村義則君） 1、2、3、4、5、6、最初のほうのことなんです。こういうような部分ですわ。

この部分に関しては、外に出された内容の中に、一番最初に記されている部分だったというふうに思いますけども、実際、清水組の会長、帰山委員から言われたのはそうい



うことなんですね。清水組の会長の、まず尋問してから、その部分に関してはすべきでないかなというような発言だったというふうに思いますけども。

○弁護士（井花正伸君） 今の1から6の部分については、必ずしもその清水組の会長の証言を先行させないと聞けない話ではないと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） この前回喚問に使用したものを再度皆さん確認していただいて、何か御意見があれば承りたいなということでございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 奥村委員のほうから今出てきた質問については、資料を拝見しながらこういうことを今質問されようとしているんだなというのは承知したところなんですけど、今委員長が諮るといえるのは、これをみんなで審議し、共通項としてこの内容を含めるかということが多分、奥村さんが個人で聞きなれることについて、いい悪いを言っているのではなくて、共通項としてどうするかということをお尋ねになっていらっしゃるという理解でいいんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） いわゆる奥村委員の発言は、玉邑議員への証言を求める質問事項について、これは最初の段階で玉邑議員の他市町議員への働きかけ工作事案についてという部分で、13番まではそうなっているんですけども、森川証人の証言を受けた後は、それによってまずこの玉邑証人との関係という部分で、こういったものが必要ですよというような形で出されたと思います。

それについて、御意見としてこういうような部分もどうなんだろうということで、入れてほしいということのお話だったとこちらは考えたわけなんです。それで、その部分については、弁護士の井花先生に、こういった部分、オーケーではないでしょうかというような伺い方ではなかったかと思っております。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 聞くことに問題がないという話なので、別にそれはそれでいいと思うんですが、もともとこの玉邑議員の対象は、玉邑市議、福原市議に働きかけ工作の項目に対してまず質問すると。その後、森川証人の証言の後のこういうものがあるので、一緒にするわけにはいかんと思うんですってね。別々にね。別々だけでも、そのときしただけであればいいけれども、今の話で言うと、先ほど帰山委員がおっしゃったみたいに、取りあえず、2番の項目に対する質問として、以前からいただいているこの項目でいいかという話ですよ。その後、これを追加するかどうかという話で、分けていただかないと、一緒の話になってしまっているの、それは明確に委員長、仕切っていただくとありがたいです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） だから今、委員長がこの尋問をするという、その中身についてどうかという話をされているんけの。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○20番（菅原義信君） そうやろ。それについては、この間もらったこの資料の8ページ

から9ページにあるような中身でもってやるということなんやろ。それはそれでいいんでねえんけ。

○委員長（丹尾廣樹君） それでいいんですよ。

○20番（菅原義信君） あとは、だから、それぞれが10分間ずつの時間の範囲内で質問をすると。だから、その中に奥村さんは奥村さんの質問をするという意味やろ、これは。ではないんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私は正直言って、これ37項目あるんですよ。ですから、10分間ではとてもできません。だから、この中の内容の一部分、あるいは主なものを委員長のほうからしてもらうのが妥当だというふうに思います。37項目もできませんよ、10分間では。

だから、要するに、ここの大きな題も、それに1つ増やしてもらわなあかんのですよ。ということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほど1から6に関しては問題ないとお聞きしましたが、その後7から今の37に関しては、この段階で質問していいかどうかというのを井花弁護士の見解はまだ聞いていないので、そこまで話が飛んでしまうと、またちょっと違うと思いますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 弁護士の先生、私の37項目挙げていますけども、この質問は差し支えないですか。差し支える部分があったらおっしゃっていただきたいと思います。

○弁護士（井花正伸君） 今回の100条委員会設置の調査事項として、まず大本の2つがあるかと思うんですけども、それとの関連性がある質問かどうか。ここの調査事項として挙がっている2つそのものじゃなくても、その前提となるような重要な事実、事情に関する質問であるかと、そこが大事であって、そこが皆さんのお考えの下で、明確に関連性があるということでしたら、質問としては問題ないです。

ただ、ちょっとこれは私の私見になってしまうかもしれませんが、今の奥村先生の質問を全体質問の中に取り込むか、取り込むとしたらどこかという部分とも関係してくるんでしょうけども、質問の仕方を考えないと、何を聞き出そうとしているのかが分からない。なぜ、この質問が今ここで来るのかというところが分かりにくいところだと思いますので、そこの工夫は必要になってくると思います。

関連性自体は、私が見る限りあるように思いますし、皆様、そこはまたもう一度吟味していただければ結構です。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 奥村委員から出された資料に関しては、目を通させていただきましたが、前回、森川氏の質問項目を決める際に、我々委員全員から質問項目をお聞きになって、それをまとめ上げて主尋問にされたかと思います。あのような方法を取

るというのが一番いいのではないかなというふうに私は考えておりますけども、皆様いかがでしょうか。また、委員長、いかがでしょうかね。

今の時点では、あくまでも奥村委員の質問にのっとなって主質問を決めていくんだというふうにちょっと見えてしまいますので、やはり各委員さんからの思い、考え等をお聞きするような、前回と同じやり方のほうがいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 今後の喚問時の尋問内容につきましては、やはり第1回でしたかね、最初的时候に、どのような形でどの予定者にこういうのをぶつきたいんだというように大まかなものが出ていますね。そのときに、次回の証人というか喚問予定者の分しか出さなかった委員さんと、そして、ある程度広げて出されて、しかも、その尋問があった後、それに加えられた内容と一緒にまた出された方といろいろあるわけですね。そのタイミングというのが、一つのルールとして、委員会としても決めていかなきゃいかんというのは、前々から思っていました。

ですけども、証人を呼ぶごとに、やっぱり内容は広がっていくのでね、こういった部分については、できる限り早い段階で、やっぱりこういうのをこの方に聞きたいとかいうような候補と言ったら変ですけど、そういったものを出していただくようにしたら、割と全体が、その内容についていつも見えるような形にしておけば、委員会というのがスムーズにいくんじゃないかなと、こんなふうに思うところですね。

ただ、一応証人喚問のときに、やはり喚問を受ける方は真剣に考えられますし、こういうような場がございますので、事前にそういった部分の通知というのは、あくまでも必要な部分はあると思います。だから、そこらのところが今、各委員さん、それからそういうことでルールを決めなかった私にも責任はあるかなとは思いますが、そういったことを前提として、今意見を出していただければいいかなとは思いますが、ちょっと述べていただきたいなと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今後のことで今おっしゃったんで確認したいんですけど、証言される方にもやっぱり事前に通知をしなくちゃいけないと、森川証人のときにも大項目については、もう証言出頭要求書の中に入れていたんですが、例えば委員長が共通項で質問されていくようなことについても、事前に証人に通告すべきだということをおっしゃっているのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、あくまでも共通というんですか、私はやっぱり委員さんの中での共通項としてやりたいんで、そこである程度、皆さんも聞きたい範囲を言っていて、またその中で証人から、それだったらこれも聞きたいというのが出てきた場合、そういったものを委員さんは聞いていくというような形が、やはりたくさん聞けるんじゃないかなと私も思いますので、そういうふうにやりたいんですけど、その前提がなかなか、各委員さんそれぞれこれを聞きたいという部分が、具体的に聞きたい内容が大づくりで、そういったことを考えられるとか、個人差があるんですね。それで、どうしてもそれらを合わせるというのは、非常に難しさが私もございます。

だから、奥村委員さんが出してこられた部分については、非常に熱心にこういったことも考えられて、またはそういう質問に対してもやられていますけども、そういった部分も尊重していきたいなと私は思っています。

だから、共通項としてやっぱりこれは違うぞというような部分があったら、やっぱり委員会の中でも御指摘していただければ、それぞれが……。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） いや、だから、僕は今100条調査委員会の中で、その尋問する主尋問というか、それを委員長がやるということについては、それをどういう項目にしようかという相談ならばね、それはそれでいいだろうということなんやって思うんやっての。

あと、10分間かどうなるか分かりませんが、大体、およそ2時間という範囲の中でもって、残された時間は各委員の質問に充てられるということになるんやろうと思うんですけども、問題なのは、さっきの奥村議員のこの質問の中身で、いわゆる森川さんが証言した中身、だからあの中身というのは直接体験したものではない、伝聞に基づいたそういう証言もあったわけやの。しかし、その中で玉邑議員の名前なんかも出てきたと。そういうことについてただしいのかどうかということは、一つ我々としては確信の持てなかったところやと思うんやけど、それは別に法的には問題ないと。つまり、やっぱり2つのテーマに直接関わることであるならば、そういうことの実事だって当然質問できるというのが法的な立場だったと思うんやっての。

だから、それでやるならば、別に何か共通なものを求めるということは、委員長が質問する中身については、一定の共通認識の下でつくればいいと思うけども、我々は2つの項目について、ちゃんとそれに大いに関わりがあるんだという認識の下で質問する項目については、それはそれぞれの自由裁量の中でやっていいんじゃないかなと思うのやっての。だから、それが外れていると、つまり質問の意味は何か分からんという意味については、それは委員長のところでもって、本来、采配を振って止めるなり訂正させるなり、そういうことをしてもらおうという方法だと思っやけどね。そういうことであかんのけの。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、それでいいんです。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 一番最初、出したのが10月31日なんですね。このときには丹尾委員長のほうから玉邑議員に対する尋問項目、質問項目、口利き疑惑の事実確認、入札予定の企業訪問、訪問理由と多数派工作疑惑と、3つあります。

そして、木村議員からも玉邑議員に対する質問項目として、公正取引委員会に書類を提出されたことの報告から一連のうみが明るみに出てきたからということで、企業に働きかけに行っているが、誰からの発案か。市長、副市長の席に同席して企業人との話合いに出ているがどういうことかと。最初、働きかけた企業ではなく、入札、落札に荏原、神鋼環境ソリューション……が通るように動いてきた要因は。職員との同行は誰の指示かと。

私が出した部分ですけど、公取への告発内容および行動の事実確認ということで出しています。細かく、清水組と市長の面談セッティングと同席事実確認、神鋼訪問の理由および旅費等について、多数派工作の事実とその理由についてという形になっています。

ですから、3人が同じような部分がありますので、この部分に関しては、例えば委員長のほうから聞いていただくということで、それ以外に関しては私のほうからという形にさせていただいたらどうですか。

だから、今37項目もありますけども、その中に何項目かは、委員長にこの部分に関して言ってもらおうというようなこと。それ以外に関して、私が時間の範囲内でやらせていただくということでどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 奥村委員がおっしゃったみたいに、今、質問項目というのは大体出そろっているっていいですか、今皆さんが提出していますので、それを基に委員長が代表で聞く項目を明確にさせていただきまして、それを僕たちに示していただければ、じゃ、その補足の質問を僕たちがその後考えて、当日質問するという形で持っていけば問題ないように思うんですが、どうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） それでいいんです。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 奥村委員おっしゃるとおりだと思いますね。3人重なったら、まず半分ぐらいの人が聞きたいんやで聞いてもいいだろうという考え方もある一方で、3人聞きたいけど、3人は聞かなくてもいいだろうと思ったことも重いんですって。結局、賛否の話でもありますので。それで共通項を聞くときには、あんまり賛否が分かれているものに関しては、やっぱり委員会共通のものというのは委員全員の思いということで聞いているという認識になりますので、そこについては、やはり3人だからとか、逆に言えば1人の話やったらあんまり重くないのかということになります。1人であっても重要な質問事項であれば、やっぱり委員会の共通の質問として採用すべきだと思いますので、おっしゃる数が多いのはというのは、最大公約数的に分かるんですが、必ずしもそれを基準としてしまうというのはちょっと怖いと思いますので、その点については意見申し上げておきたいと思います。

あともう1点よろしいですか。

例えば、奥村議員が聞きたいことの中で、僕は先ほどと一緒になんですけど、法的なこととでちょっと確認したいので、先生の御意見もお伺いしたいんですが、例えば10番の質問、市長からの要請をありがたいと思った越前町の地元企業さんも、共同体として話しかけたいと市長に話したところ、市長も納得されたとのことだが間違いはないかという、これについては、主語は市長が納得したとか、市長に話したとか、市長からの要請をありがたいと思ったのは地元企業ですので、玉邑議員は別にここの当事者でも何でもない、玉邑議員が自分ではない人の人格のことについてどう思っているかということを探る質問ですので、こういう質問はできるのかなというのがまず1点です。

○弁護士（井花正伸君） 聞き方の問題、あるいは出てくる答えによってその先行する質問が違法というか、不当な質問だったかどうかというふうに遡って考える場合も多いんですけども、今ここの10番に書かれているこの質問だけを見るとですね、玉邑議員が経験した事実として答えられる質問ではないと思うんですね。玉邑議員の感想みたいなので、このように玉邑議員が思ったということであれば、どういうやり取りがあったから事実として見ていた、どういう事実を玉邑議員が見ていたから納得したというふうに思ったのか、そこの根底事実を聞かれたほうが良いとは思いますが。

玉邑議員の感想というか、その主観だけを聞くという質問であれば妥当じゃないですし、繰り返しですけど、この10番はどっちかという、そっちのほうに近い質問のようには思います。

○8番（帰山明朗君） 同様の趣旨で、僕らもやっぱ質問していく中で、こういった質問がいいのかどうか自分のことも含めていろいろ勉強したいと思いますので、確認ですが、33番の質問です。職員同席について、議員としての倫理観を尋ねる質問なんですけれども、これも倫理観ですので、倫理観を書けばいいんですけども、今回の争点になっていることが倫理観の部分ではなくて、これは倫理観について証人の意見を陳述させようとするものである、この質問についても本論から少し外れているような質問にも感じるんですが、こうしたことを聞くことが可能なかどうか一度お伺いしたいと思います。

○弁護士（井花正伸君） 可能かどうかというのが、つまり民事訴訟法が準用されているこの尋問ルールの中で、ルール違反かどうかという御質問であれば、直接ルール違反ではないと思います。

ただ、あまりにも漠然とした質問ですので、今回の調査事項に絡んで、これがどういうその調査事項に関する事実に関して、このようにその倫理観に反することじゃないのかと、あんまりそこは見解の討論になってもいけないんですけども、あくまで認識を聞くという限りでの質問にしないといけませんけれども、そういう質問であればオーケーなんでしようけれども、漠然と、この議員として同席していることについての倫理観ということになると、ちょっと質問としてはあまり適切ではないかなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） ありがとうございます。では、33番に関しては省きます。

そして、先ほどの10番に関しても、それなら省かせていただきます。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、共通項に入れるかという協議だと思いますので、御確認したいと思うんですけども、11番、玉邑氏に、神鋼環境ソリューションを訪ねているとのことだが事実かということなんです、この訪ねたということについては、前回の森川証人の中であつたり、公取の書類なんかにも、その事実については記載されていないんですが、これをお尋ねになるというのは、何らかのそのことが事実であるという根拠をお持ちの中で聞かれる質問なのか、もしくは何か行ったであろうという推測の中……、あ

んまりこれまでの証人の中でこの話が出たように思っていないもんですから、これをちょっと確認したいです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） これは、そういう話をある人から聞きましたので、それに対しての事実確認ということですね。事実かどうかと。行ってないなら行ってないということだというふうに思いますけども。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 奥村委員が議員として、ある人から調査の流れの中でそういったことをお伺いになったのでということなんですが、これもこうした委員会の中の基本的なルールでいけば、みんなが共通認識を持つためには、その奥村委員が調査の中で聞いてこのことは事実だということに認識するに至った第三者の方、その方をお示しいただいて、その方に来ていただいて、その部分は重ねて質問していただく中で事実で出てきたことについて、呼んでいくのがいいのか分からんですけど、委員会自体が伝聞というか、奥村委員がこう聞いたんだということに基づいて全員の認識として質問するというのが、これも何かちょっとどうかとも思うところがあるものですから、ちょっと確認をしたいと思います。

というよりも、あんまりそういったことはすべきでないんじゃないかと。個人の調査に基づいた質問に関しては、個人の範疇で行われるのが重要だと思うんですけども、委員会の共通ということで行われるのは、ちょっと私自身は反対であります。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） これは、奥村さんが、そのことについてほかで聞いたことに基づいてこうした質問をしようということだろうと思うんですけど。だから、それは、行ってないなら行ってない、行きましたなら行きました。だから、それは個人の体験を聞いているだけなので。しかも、これは行ったか行かなかったかということについては、議員の立場としてそういう行為をしたかしなかったということは、大変重大な意味があるんじゃないかなと思わせる部分があるわの。だから、それは当然そういうことを伝聞で聞いたとするならば、この100条委員会の中で質問するというのは当然だという具合に私は思いますけどね。むしろ使命だということかな。今こうやって証人として呼んで来ているわけですから、100条委員会ならば、当然そういうことについては聞くべきではないかと私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 菅原さんがおっしゃるとおりですが、奥村さんが御自分の質問として聞かれることに全く僕は異論はないんですけども、委員会共通項として聞いていくのであれば、誰から聞いたのか、どのぐらい事実性があるのかということをお自身は承知していませんので、全体で聞くことには違和感があるし、あんまり賛成ではないということを申し上げているということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員、これについては私もそう思いますので、奥村委員か

ら伺って、よろしく申し上げます。11から18ぐらいになると思うんですけども、ずっと。  
申し上げます。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) ないようでしたら、各委員の御意見をまとめますと、一応前に出された部分、15番までですか。これについて共通項として聞いていくと。それに奥村委員からも出された部分について除かれる部分は別として、共通項として適当であると思われる部分については聞いていきますけれども、あくまでも先ほどのような形で、奥村委員が体験するとか、またその調査の過程で仕入れた部分については、奥村委員のほうから聞いていただくようにお願いしたいと思います。

○20番(菅原義信君) この清水証人については、20日の日に来てもらうということなんやの。だから、もう一遍、委員長が総括質問するという中身についてちょっと訂正なり膨らませるなりした部分については、15日の時点でもってもう一遍出し直して。

○委員長(丹尾廣樹君) はい、分かりました。なら、一応出し直しますので、またよろしく申し上げます。

委員さんにもお分けしますので、その中でまたチェックしていただければと思います。まだ20日まで日にちがございますので、よろしく申し上げます。

それでは一応、玉邑議員への質問事項については、一応主要な質問ということで、私のほうで取りまとめさせていただきまして、それ以外の部分については、各個人の御意見というようなことで、また主要な共通の項につきましても、皆さんに一応チェックいただきたいなど、こんなふうに思うところがございます。また、これは付け加えるべきではないかというのもそのときにお伺いしたいと思います。

それから、ほかの質問者ということで名前を挙げる方がございましたら、一応15日はもう駄目ですので、20日が、三野さんは一応確かめるということになりますので、ちょっとあれなんですけど、三野さんということですね。それから……

○20番(菅原義信君) それは早く確かめないと。

○委員長(丹尾廣樹君) そうなんです。だから、一応、24日の午前中に堀田さんを入れるということ。決まっていないけども、一応こういうような形。

○10番(奥村義則君) 日にちはまだ決まらないと思いますけども、20日以降にお願いをする証人の名前をある程度挙げておく必要があるかなというふうに思いますので。今までの状況を見ていると、一応お願いしてもなかなか日程的に合わない部分もありますので、何名かはやっぱり今の段階で挙げておく必要があるかなというふうに思います。

○委員長(丹尾廣樹君) 具体的にはどういった方、名前を。

奥村委員。

○10番(奥村義則君) 先ほど言いましたけども、フクシンの社長と越前町の佐々木副議長、それと、市長なんかも20日の尋問の内容によってはというようなことになると思うんです。回答によっては。そういうような名前が私は適当かなというふうに思います。



○委員長（丹尾廣樹君） 今ちょっとお名前が挙がりましたけども、これ以降、証人喚問予定者としては、フクシンの社長と越前町佐々木副議長、それから佐々木市長という名前が挙がりましたけども、皆様方に一応そういう証言を求める内容について、これはそういった部分を事前にやっぱり届けていただきたいなと、こんなふうに思うところがございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 証人に誰を呼ぶか決まった後に、事前にその人に何を聞きたいかということをおある程度まとめておくという意見には賛成なんですけれども、今、次に呼ぶ人もまだ日程も決まってない人もいます。それで、あと実は前回の森川証人のお話を聞いたときに、初めて次はこの人にお話を聞かないといけないという人の名前も出てきたわけです。

そうしたことを考えますと、これはやっぱり今から森川証人が終わった後に次の証人、次の証人をお呼びする中で、適切な時期に次に誰を呼ぶかということをおある程度決めていって、それに基づいて内容の項目についても、恐らくこれからの証人喚問で得られた証言であったり、事実関係と見られるものに基づいて、質問内容もおのずと変わってくるのは、今回森川証人の後で質問項目が追加されたことを見ても明らかですので、今この時点で次に誰を呼ぶといいんやろって漠然と決めて、漠然と質問項目を考えるというのは、今あんまりしなくてもいいんでないかと思えます。そのときそのときにやっぱり次、次、次と考えていくほうがいいんでないかなと思えますので、これは意見申し上げたいと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、意見は拝聴いたします。

ただ、証人喚問はまだお一人しかやっていませんけども、その中でやはり名前が出てきた方につきましては、それなりに証言を求める部分については参考的なことで出てこようかなと思えますので、取り立てて今の方というのは、当然皆さん方、委員さんの中で考えていただく部分というのはあるんでないかなと思えますので、そういうような話もちょうと申し上げました。

というのは、ずっと市の100条委員会というのは遅れ遅れになってきているという経緯もございまして。そういったところで、やっぱり効率的な会議の進行というのをお考えていかなきゃいかんのでないかなと思えますので、我々に課されたミッションというのはいまもう決まっておりますので、そういった中で、そういうようなことで、前、前に進んでいけたらなと思ったわけでございます。

それでは、ほかに何か御意見がありましたら伺いたいと思えますけれども。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） あくまで証人は誰を呼ぶかというのは議決することですので、今、候補として挙げていくことが議決の前提になっていくんではないというふうに申し上げたいと思えますし、今、漠然と一般論として次は誰を呼んだらいいんでないかということをお意見交換するのはいいんですが、委員会としてこの次に呼ぶのは誰々だということ

とを決めていくということであれば、それは違うということだろうと思っています。

でも、委員長がおっしゃるように、効果的、効率的に進めるのに少し先のことまで考えておかなあかんというのは、私自身も同様でありますので、聞かれたときに適切な時期に次の証人は誰かということをややかに言えるように、委員それぞれが気持ちの中でちゃんとそういうことを考えておくんだということでも十分だと思っています。

こちらで日程を決めてちゃんちゃんこ行こうと思っても、あちらの都合があるというのは、やっぱり今回正直分かってきたところでもありますので、そうしたことを踏まえると、次に誰を呼ぶということをいたずらに名前を挙げていくことが適当ではないというふうに思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人を呼ぶに際して、やっぱり相手の都合もございまして、先に日程だけを決めるということもできません。そういった中で、また終日、計画した日程も相当余ってしまうというような形も考えられますので、今先んじてこういうようなことをちょっと申し上げたので。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 繰り返し申しますが、やはりこの公開されている100条調査の場で次に証人を呼ぶ人の中で名前が挙がるということは、その名前を挙げられた人にとっても大変重いことだというふうに考えます。

そんな中で、議決するためにその名前を挙げて協議するならいいんですけれども、議決はまだ先のことなんやけど、取りあえず日程の予備日ができたときにこの人を呼ぼうじゃないかということで、その人の具体的なお名前を挙げてかかって今ここでやるということがよろしくないんじゃないかという思いであります。

○委員長（丹尾廣樹君） 御意見はもっともであります。極力そういったことのないように、気をつけてやりたいとは思っております。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

委員におかれましては、そのほか何かございましてか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようでありますので、以上で第5回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時16分